

アングロ・サクソン時代の教会区制度と教区司祭

田 卷 敦 子

序

ローマ帝国の十分に文明化された地域のキリスト教では、信徒は司教を中心に集まり、司教はまた自分の司祭、助祭、その他の下級聖職者に取り囲まれていた。そして教皇を頂点とするローマ・カトリック教会のハイアラーキー hierarchy の下部分に組み込まれている教区司祭、私たちは十四世紀後半にチョーサーが描いた教区司祭 parson を考える時、こうした概念でとらえがちである。しかしこの概念はイングランドには当てはまらない。

五九七年、アウグスチヌスが初代カンタベリ大司教に就いてからノルマン征服の一〇六六年まで、約四世紀間に、イングランドには三種類の教会が出来ていた。まず俗人の領主によって建てられたアングロ・サクソン人の教区教会、次に修道士と司祭を育成するための教会すなわち修道院と修道参事会、第三に初期司教座大聖堂、この三種類である。そして教区教会は当時二五〇あったと言われる。ほぼこれに近い数の教区司祭がいたであろう。

彼らはどのような仕組みで生まれ、どういった経過を経てチョーサーの教区司祭 parson の先祖になつたのだろうか。本稿においてはその歴史的側面の解明を試みた。当

時、教区司祭の個人名が記されるようない」とは殆どなかつた。ドゥムズデイ・ブック Domesday Book (一〇八六年) にすらまだ無い。現存する教区司祭のリストの中で最も古い記録は、ノーフォーク州に限れば Ranworth 教区教会の「一一〇〇年 (推定) Ringoli」である。次いで同州 Salle 教区教会の「一一九七年 Philip」、その他は一三〇六年以降の記録しか見当ならない。教区司祭に関するモノグラフは見当たらない。

そこで、サクソン王国の一つ、イースト・イングリア East Anglia に焦点をあて、キリスト教がどのように伝道されて司教区が置かれたか、年代を遡って調べてみた。その行間から教区司祭の実体を抽出してみようという試みである。

第一章 修道士兼司祭の来島と定着

イングランドにはいつ頃から「司祭 priest」がいたのだろうか。

ブリテン島へのキリスト教の伝道は五九七年、教皇グレゴリウス一世がイタリア人アウグスチヌスを団長とする一

行を、サクソン王国の一つケントに派遣したときに始まる。ちょうど同じ頃、ケルト教会による伝道も開始され、二方面から伝道が行われた。いずれも一行の団長は修道士であつて司教である者、そして団長をサポートするため同行した者たちの中には、修道士であつて司祭である者が含まれた。これがイングランドに初めて、キリスト教の司祭が現れた記録である。正確には「修道士兼司祭」ということになる。

例えば、カンタベリに到着したのは聖ベネディクト修道会の一行であった。また別のサクソン王国ノーサンブリアには六三五年オズワルド王の招きで、エイダンの布教使節団がアイオウナから来た。エイダンはホーリー・アイランドにリンデスファーン修道院を創建した。エイダンは一人で院長と司教を兼ねていた。

またもう一つのサクソン王国イースト・イングリアの場合、ペーダが次のように述べている。
「Felix 司教が六三〇年頃、ケントから来てイースト・イングリア人に對し、キリスト教の教義を説教した。」「およそこの頃、Fursey⁽²⁾ という名の聖人がアイルランドからバラ・カースルに來た。」イースト・イングリアの場合キリ

スト教の伝道は、ローマ教会のカンタベリ方面からとアイルランドのケルト教会側との二方面から同時に行われるという、ウイットビー会議（六三三年）の議題そのままの頭著な例がみられた。

このような各地への布教使節団の中に修道士兼司祭が存在したわけである。しかし、その実像、具体的な働きなどを知るにはそれを示す史料がないので大変難かしい。そこで史料として、ベーダの『イギリス人教会史』と、現在ノーフォーク、サフォーク地方の各々の教区教会で発行している各個教会史誌を収集して利用した。

—

イースト・イングリア East Anglia のキリスト教に関する最も古い記録は Blythburgh 教区教会にあつた。⁽³⁾ 四一〇年にローマ人が居住した時のキリスト教化の形跡が残されていたという。その場所で六二〇年にイースト・イングリア王国の Redwald 王が洗礼を受けた。彼はまだ異教徒の習慣を捨てきれないと、六三〇年にその息子 Eorp-

wald が後を継ぎ、イースト・イングリア王国はキリスト教徒の王によって統治され、キリスト教化が進んだ。しか

し翌年、彼は異教徒によつて殺害されてしまう。そこで弟 Sigebert が王となるべくガリアから呼び戻された。シゲベルトは熱心なキリスト教徒であり、学識のある人物であった。シゲベルトはガリアに追放中に、そこで St. Felix に出会い、フェリックスから洗礼を受けた。六三一年に即位すると自分の国の布教を熱望したシゲベルトが Burgundian の司教であるフェリックスを帰国の際に伴つてきました。という説と、それ以前にフェリックス自身がケントから赴いた、という説とがある。

司教フェリックスはカンタベリ大司教ホノリウスのところへ行き、イースト・イングリアへの宣教を申し出た。そこで大司教ホノリウスはフェリックスに、ノーフォーク地方とサフォーク地方を網羅する司教区として、ダニツチ Dunwich に、司教職の座を設置する認可を与えた。実現したのは二年後の六三三年と思われる。⁽⁴⁾ フェリックスが初代司教に就任、イースト・イングリアの司教として十七年間、管理と指導をし、同じ場所で死去した。⁽⁵⁾ 六四七年か六四八年のこととされている。

一方、全く同じ頃、シグベルトが王であった時、St.

Fursey とその数人の兄弟の一団がアイルランドから来た。

Fursey は五九七年頃、Inisquin 島にある Connaught で生まれ、多分聖ブレンダンによつて受洗したものと思われる。幼少から自分で聖書を読み、St. Meldan 修道院長の下で学んだ。その後、彼は出身地で十年間福音を宣べ、説教した。その間に Kilfursa 修道院を創建している。献身を申し出た数人の同志とともに西海岸を発つて小島へと伝道のために出かけた。彼の説教に集まつた群衆を嫌つて、その後まもなく彼は一人の弟 Foillan と Ultan⁽⁶⁾ 二人の司祭 Gobban, Dicull を含む他の同志とともに、イースト・アン・グリアに赴いた。六三二年のことであつた。⁽⁶⁾

「彼は王シグベルトから受領した土地に急速に修道院を建設し、修道者規則によつて教えようと努めた。その修道院は森と海の近くにあつて快適であり、元ローマ人の居住地であつた城跡に建てられた。」⁽⁷⁾ ベーダはアングル人が Conoheresburg と呼んだ土地を、イースト・アングリアの檍の森の中に建つてゐる“森”という表現で説明していく。

Fursey は Burgh Castle に修道院を建て、自ら修道院長になつた。彼を援助するため、弟 Foillan, Ultan の二人と彼らの同志である Goban, Dicull, Algise, Etto, Corbican, Radagius, Caribert が行動を共にしていた。⁽⁸⁾ ベーダ『イギリス人教会史』第三卷十九章は、フルサが修道院を建設し、イースト・アングリア人の間にキリスト教の信仰を説教して歩いたことを記した箇所である。

アイルランド的修道生活は、その発生の地においても、また伝道の地においても多数の聖人を生み出した。フルサも六五三年の死後、その伝道生活をたたえられ六五五年に列聖され、聖人となつた。アイルランド的修道生活の特徴は、遠く未開の地の果てまで歩いて行つて伝道することで、それ自体が苦行を意味する。説教するために一日中荒野をてくてく歩いて来る、これら熱心な愛すべき世俗離れた修道士たちの苦行的だが明るい生活は、イースト・アングリアの人々の心を捉えた。そして人々は彼らの説教を聴くことを喜び、彼らが来るのを待ち望んだ。

数年間、修道士たちの伝道活動は絶え間なく続いた。しかし、Anna 王の時、フルサの修道院は、異教徒のマーシ

アの王 Penda に繰り返し襲われて危険にさらされた。そのせいもあってフルサの健康が害され、彼は休息の生活のために隠修士になることにした。彼の弟ウルタンは修道院の長期にわたる鍛錬を経て、隠者の生活に入っていた。フルサはこの弟のところへ行き、禁欲と祈りと労働の生活に入つた。

ウルタンは後にフォッセの修道院長となり、フルサが埋葬されたペロンヌでアイルランド人の修道士たちを指導した。六八〇年死去。

バラ・カースル修道院では、もう一人の弟フォイランが後継者になった。彼は司祭の Goban, Dicull, Etto と Madel, gilius という名の修道士と一緒にいた。

ところが Fursey に同行した司祭として Gobban, Dicull, Etto の名が記されるが、彼らがどのようにして司祭に選ばれたかについてはわからない。六五三年、マーシャ国の中の王ペアダ Peada (ベンタの息子) の時の様子を引用してみよう。

「それ故ペアダは、自分と一緒に行つたすべての従者、部族長及び召使い全部の者と共に、アド・ムルム Ad Murum と呼ばれる有名な王の村で司教フィナンにより洗

礼を受けた。そして、学問と生活で彼の國で、教えたり、洗礼を施したりするのに適任と思われる四人の司祭を得て、非常な喜びをもつて帰国した。ところで、それら司祭といふのはケッド、アッダ、ベッティ、ディウマであり、ディウマは、アイルランド人 Scottus、他はイギリス人であった。⁽¹⁰⁾ (傍点筆者)

後日、ケッドについては、イースト・イングリアのレンドレザム、即ちレンデイルの農園と呼ばれる王の村で、シグベルトから王位を繼承したスワイドヘルム王に洗礼を授けている。⁽¹¹⁾

マーシャ王国アド・ムルム村 (王領)、イースト・イングリア王国レンドレザム村 (王領)、そうした処で司祭の資質を備えた者が育成されていた様子がうかがえる。しか所から司祭を四人も調達できるということは、多分、そこに修道院が存在したのであろう。

三

アングロ・サクソン時代、イースト・イングリアには、司教や修道院長、そして、王や族長たちによつて私的な教会や修道院が多く建てられた。

司教によつて建立された例としては、

(a) 「Babingley 峠谷の両斜面にある Rising は、聖フェリックスによつて、およそ六三〇年頃、イースト・アンゲリアに最初のキリスト教の教会が建てられた。」

「六三〇年頃、聖フェリックスが Rising 村から川を越えて Babingley に土地を求め、イースト・アンゲリアにおける最初のキリスト教の教会を建てた。」(Castle Rising 教区教会史誌より)

(b) 「キングス・リン郊外にある Fletcham 修道院は、ウオルシンガム修道院の分院として建てられたもの、聖母マリアに献納された。同教会の場所には、六〇〇〇年(?)にフェリックス司教によつて建てられた建造物のうちの一つがあつたと言われている。」

また、修道院長によつて建てられた例としては、

(c) 「Thetford ベネディクト修道会女子修道院は聖ジョージに献納。St. Edmund とディーンとの間の鬭いを記念して、直後の一〇一〇年に、初代ベリー修道院 Uvius によつて修道士たちのために建てられた。」⁽¹³⁾

(d) 「Hornung の聖ベネット修道院は八〇〇年に、ベネディクト修道会のサクソン人修道士たちのグループによつて、周囲の住民のための司牧も

建てられた。院長は Suneman と呼ばれた。⁽¹⁵⁾

王によつて建てられた例としては、

(e) 「Blythburgh 教区教会。六二〇年にイースト・アンゲリアの王レドワルドが建てた。八七〇年にディーン人に襲われ、キリスト教信徒の王 Edmund は殉死、信仰とともに壊滅した。八七八年、アルフレッド大王が救済事業に取りかかつたとき、Blythburgh 教会はこの地方のキリスト教礼拝の中心地となつた。その後、三〇〇年間礼拝が続けられ、エドワード懺悔王は、一〇四一年に、ここに所領を持つてゐる。」⁽¹⁶⁾

(f) 「Beodricsworth 修道院(後のベリー・セント・エドマンズ)が Sigebert 王によつて建てられた。Sigebert 王は王位を Egfric に譲位した後、ここで祈りの生活に入った。」⁽¹⁷⁾

このような私的な教会、私的な修道院が到るところに建てられ、広がつた。その一つずつに修道院から修道士たちが送りこまれた。Burgh Castle 修道院からも行つたであろうし、聖ベネット修道会本院から一群がやつてくる場合もあつた。女子修道院を王族か貴族出身の女子修道院長がとりしきり、これに付属する一群の修道士が修道院の礼拝堂付司祭を勤めるとともに、周囲の住民のための司牧も

行つた。修道士兼司祭はこのようにして育成されていったものと思われる。管理の単位はまだ教区 parish ではなく、修道院聖堂で、修道士か司祭が半径十二マイル余の近在に住む信徒に、礼拝堂か戸外で福音を教え、ミサをたてた。

四

では修道士兼司祭は教会組織上、どこに所属したのであらうか。

イースト・イングリアでは六三三年に、ダニッチに司教区がおかれ、フェリックス司教が初代司教になつた。六七年にテオドロス大司教がイングランド教会を組織化したとき、ダニッチ司教区は二分され、Elmham にもう一つの司教区が置かれた。しかし司教区、教区の組織は曖昧ではつきり定まつておらず、司教が自由に使える管理機構はなく、司教は自分の管轄のもとにある聖職者とほとんど接触をもたなかつた。司教はその土地の種族の司教であり、ヨーロッパ大陸のような都市の司教ではなかつた。従つて、初期の司教管区は、国の領域と一体をなしていたのである。

もう一方の伝道の流れであるアイルランド・キリスト教

は大きな特徴として、部族的であった。それは教会区制をとつていなかつたし、大部分は司教座を持たない司教で、ローマ的意味での司教制度はなかつた。その现实生活は修道的であつた。通常のアイルランド的修道院は单一の部族と結びついており、その院長を統制しうる教会組織上の上司を認めていなかつた。アイルランド的修道院生活は聖ベネディクトの修道生活の理想を全く表していなかつた。

アイルランドの修道院が单一の部族と結びついて発展していくという古来から的方式をとろうとすれば、サクソン王国の規模、部族の長としての王制は最適であつたに違いない。七王国のうち少なくとも四つの王国において、アイルランドからの布教使節団が成功を収めている。

イースト・イングリアの場合、Sigebert 王は一行を歓迎し、修道院を建てる場所、土地すべてを用意して与え、援助した。

六三六年にはその弟王 Anna によつて、修道院のある処を Burgh Castle 教区として認可された。王自身が修道院内部を美しく飾りたてるほどの打ち込みようであつたと記されている。⁽¹⁸⁾ 修道士兼司祭たちは司教との結びつきより、王との方が密接な関係にあつた。

二章 教会区制度創設運動と莊園の成り立ち

された司祭と礼拝堂をもつた教区に区画することであつた。この二つの運動が相まって進められた結果、今日のイングランドの教区の基礎が築かれたものと思われる。

イングランドの「教区 parish」はどうにしてつくられたのだろうか。

イングランドの教会の組織づくりは、六六九年、カンタベリ大司教テオドロスの着任をもつて始められ、二〇〇年間この精力的な老司教によって推進された。テオドロスは、ヨークの Chad 司教を Lichfield に送り、リボンの Wilfrid 司教をノーサンブリア、ロチエスター、ダニッヂ、ウインチエスターの司教たちの上に置いた。⁽¹⁹⁾

改革の本質は、テオドロスが十分な数の司教区を作つたという点にあつた。修道院もまた一般の教会体系に従属させられた。テオドロスが司教区制度によつて基礎をつくつた結果、教区 parish といふものが芽生えていった。

その第一は、王の土地 (folkland) を、臣下の土地 (vokland) に転換するという法的手続である。すなわち、森林を伐採して空地を作り、そこに集落を増やすところは王の土地 (フォーケランド) となる。七世紀以降、王のフォーケランドが教会、修道院に寄進される手続きをとつてボーケランドに切り換えられていった。教会と修道院はこのようにして土地所有を形成していくのである。

八世紀以降、王自身がボーケランドを集積するようになつた。そして貴族層に対し、軍事的奉仕の代償として封上 feud を与えた。封土はもともと恩貸土として性質が濃厚でいくことであり、聖界においては、おのおの収入を保障

で、レーンランドと称された。貴族層というのは部族国家以来の在地豪族層で、彼らはこのようにして土地所有を形成していく。この道程は九世紀末、アルフレッド大王治世を画期として広範に進んだ。在地豪族層と、王の宮廷または王の側近の貴族たちすべてがセイン *thegn* と呼ばれる新たな階層となつた。

十世紀にかけて、王による教会、修道院への寄進とセイントに対する下賜の手続きが頻繁に行われた。また王自身が受領主になる例も珍しくはなかつた。これらの寄進・下賜は、土地と集落だけでなく、そこに定住する自由農民を寄進先に隸属させる結果となつた。すなわち、司教、修道院長、セインを領主とすると、領主の土地を耕す領民という家産的な関係に自由農民が組み込まれることになつた。⁽²⁰⁾ わかりやすく言えば、司教、修道院長も私的な土地を所有して領主となり、その土地に定住するものすべてが領主に隸属するという関係である。こうして司教も修道院長もアングロ・サクソン社会の封建的領主の一員となつていつたわけである。

このように王領地、聖界所領、俗界所領が形成されて地域が構成されていく様子は、ドゥムズデイ・ブックによつ

て読み取ることができる。ドゥムズデイ・ブックは一〇八六年に作成されたものであるけれども、そこには一〇六六年ノルマン征服時とそれ以前の、アングロ・サクソン時代の所領主、規模などの様子が記述されている。記述の方法は地域によつてまちまちで、統計資料としては難があつて学界で論議がなされているようであるが、当時の地域調査に基づいた史料は非常に貴重である。⁽²¹⁾ 当時の教区の様子を知る唯一の手掛かりとして利用されている。

ドゥムズデイ・ブックに、エドワード王の時期のダニーチの規模がある。

俗界領の例を示せば、

「エドワード王の治世に *Edric of Laxield* が *Duneuic* をマナーとして所有した。現在（一〇八六年）は Robert Malet がそれを所有している。⁽²²⁾ 二カルケイトの土地があつたが一カルケイトは海に持ち去られ、現在は一カルケイト。現在はすき一台。⁽²³⁾ 二人の *bordars* (*small holders*) がいたが現在は一人。それから二四人のフランス人が四〇エーカーの土地に在住、彼らはこの莊園に税を全納する。⁽²⁴⁾ それに一二〇人の自由民が現在は二三六人。そして一七八人

の貧民。それからかつては一教会であつたが現在は三教会、彼らは四ボンド一〇シリングを納める。以上すべて総額五〇ボンド一〇シリングと六〇、〇〇〇匹のニシンを物納する。エドワード王治世の時は一〇ボンドであった。⁽²⁵⁾

王領地の例として、Hingham 教区が挙げられよう。

「九一五年、アルフレッド大王の孫 Athelstan 王の土地で三〇〇年間続いた。六〇カルケイトの耕地がある。従つて、莊園裁判所より王立裁判所に属していた。聖アンドレ教区教会が建つてゐる。」

修道院領の例として Ranworth 教区が挙げられよう。

「Ranworth 教区はノルマン征服以前は Guert 伯の七人のソックマンと八牧草地と一カルケイトを保持していた。これは Holme の聖ベネット修道院の地所であつた。教区教会と教区は、数マイル向うへの River Yare の土手にある同修道院に所属していたと、記録にある。カヌート王によつて、一〇二〇年に同教区に聖ベネット教区教会が建てられた。⁽²⁶⁾」

ノーフォーク Norfolk 州のドゥムズデイ・ブックには、国王に次いで六一人の直属受領者（国王から直接土地を下賜・寄進された者）の名前が記録されているが、その主なも

のを聖界所領と俗界所領について見てみよう。一一世紀ノーフォークにおいては、合計すると王領地とほぼ同程度の所領が教会領に所属している。この中で最も強い影響力を保持したのはセントフォード司教ウイリアムで、その所領はホルト Holt ハンドレッドを中心に散在している。次

に規模は劣るが、ホルム Holme 修道院、ラムジイ Ramsey 修道院、ベリー・セント・エドマンズ Bury St. Edmunds 修道院所属の所領が散在している。世俗所領についてはウイリアム・ド・ウォレン William de Warenne ロジャー・ビゴット Roger Bigot が多数の所領を有している。ウイリアム・ド・ウォレンはノーフォーク州の八〇以上の集落に莊園を所有している。⁽²⁸⁾

ノーフォークにおいて主な直属受封者が所有した莊園の数は次の通りであった。⁽²⁹⁾

莊園數
九五

王領地
俗界所領

ウイリアム・ド・ウォレン

ロジャー・ビゴット

聖界所領

一四五

一八七

セントフォード司教ウイリアム

ベリー・セント・エドマンズ修道院

イーリー修道院

ラムジィ修道院

ホルム修道院

九八

五三

三八

一二

七七

三

イングランドにおける教会区制度創設運動は、俗界においては森林を伐採して空地を作り、そこに集落を増やしていくこと、聖界においては、各自収入を保障された司祭と礼拝堂をもつた教区に区画することであった。この二つは相まって進められたのであるから、前節で述べたように、聖界所領、俗界所領、王領地が形成されていくのと、それが教区 parish に区画されるのとは同時進行であった。

教区組織は、まず一つの村に、次には隣の村にと漸次芽生えていった。

では教区 parish の範囲はどのようにして決められ、区画されたのであろうか。

(a) 聖界所領の例としてサウサンプトン州にあるクロンドル Crowthal 荘園を見てみよう。クロンドル莊園は、アン

クロ・サンクソン期に王からウインチエスター司教座聖堂教会に授与された。同莊園は複数の教区から構成される。

東部のファーンバラ教区（面積、約二三〇エーカー）、北

部のイエトロ教区（面積、一〇、〇三六エーカー）、南部のア

ルダースホット教区（面積、四、一四四エーカー）、西部のロ

ング・サットン教区（面積、二、二六七エーカー）、中央部の

クロンドル教区（面積、九、六一四エーカー）から構成され

る。はじめ集落に編成されたが、のちに教区に編成された。それぞれが礼拝堂をもつてゐる。そしてファーンバラ教区を除き、ことごとくクロンドル教区司祭の管轄下に置かれている。集落の編成をみると、イエトロ教区はイエトロ、ハウリー、ブラムベスヘート、サウスウッド、ミンリ、コウヴの六集落から成る。クロンドル教区はクローケハム、スワンスロープ、ディップエンハル、イーウエスホットの四集落とイチエル、バトリーの二領域である。⁽³⁰⁾

これをみると一莊園の中に五つの教区が入つてゐること、一つの教区に同じ方面の多数の集落が入つてゐることである。莊園にとつて、管理しやすいように教区が編成された感じが否めない。

(b) 世俗所領としてノーフォーク Heydon 教区の例をみ

てみよや。Heydon は Stinton 集落の一部であった。Stinton 荘園が Salle 教区の中まで伸びていたのである。⁽³¹⁾ やがてその部分が Heydon 教区になり、そこに別個の教区教会が建てられた。⁽³²⁾ こゝでは莊園が拡大していく場合、集落の中を分離して別の新たな教区を編成している。

これらのことから言えることは、莊園の都合、主として管理上の都合から教区は区画されている。数個の集落をまとめて一教区にしたり、一つの集落の中を分けて数個の教区に区画したりした。従つて集落と教区とは一致しないことになる。

(c) 次に羊毛のトレードで栄えた市場にある教区をみてみよう。ノーフォークの Reepham には三つの教区が集合している。各々の教会が、マーケットに都合のよい場所に面し、取り囲むように集まつて來た。⁽³³⁾ 中世には教会の敷地に三教会が境界線を触れ合っていた。

各々の教区は、ノーフォークの標準的な面積を基準にして保持された。Reepham 教区は Kerdeston 集落と北西部を二、四九七エーカー、Whitewill 教区は南部分を一、五二五エーカー、Hackford 教区は西部分を一、八三八エーカーである。⁽³⁴⁾

羊毛マーケット Reepham, Whitewell, Hackford の三教区の面積と、例 (a) のクロンダル莊園の各教区の面積とを比較してみると、クロンダル莊園の教区の方が大きい。広い範囲で区画されている。それはクロンダル莊園が司教座聖堂教会の聖界所領であり、管理に要する人手にも不自由なかつたせいではなかろうか。

以上のことから、教区の範囲は、第一に莊園の領主が支配できる広さで区画されていた様子がうかがえる。

「教区 parish」がローマ・カトリックキリスト教会における教会区組織の末端の単位であるにもかかわらず、実体は莊園の意向にかかわつていたということである。たとえ聖界所領であつたとしても、莊園の管理という世俗的理由で教区が区画されていた。

イングランド教会においては、教区は司教区でありながら実際は莊園に所属していたのである。

三章 教区教会と教区司祭の配置と

十分の一税

ではイングランドの「教区司祭 parish priest」はどうのよ

うに配置されていったのだろうか。

前章で述べたように、ブリテン島の土地は聖界所領（司教・修道院）、俗界所領、王領地とに形成された。そして所領を教区に区分する際は、それぞれ所領の領主が莊園として管理しやすい範囲に区画したのであった。司教も修道院長も莊園の領主として、自分の莊園を自分の都合のよいよう広さを定めた。これが、大陸の都市に発達した司教区やローマ教会の司教区として細分化された教区とは異なる、イングランドの特殊事情である。

ここで教区の範囲についてまとめておくと、

- (1) 集落が一つの大きな集合体である地域では、教区と範囲が同一であった。
- (2) 集落が小村や一軒の農家しかなかつた場合は、教区内にいくつかの集落が入っていた。
- (3) 後に集落が面積、人口増により拡大した場合は、集落の中がいくつかの教区に分割していった。
- (4) 収穫、収入を感謝して十分の一税を捧げる母体としての教区教会に一教区としてあり余る収益があがつた場合、同一教区内に別に教区教会が建てられた。Norfolk Suffolk 地方は羊毛マーケットで栄えた教区が多く、前章

に挙げた Reepham 教区が良い例である。⁽³⁵⁾

以上述べたことにより教区の単位は集落とは一致しない。

教区組織は、まず一つの村に、次には隣の村にと漸次芽生えていった。そしてノルマン征服前までにはブリテン島の大部分は教区教会と教区司祭を備えていたというから、六六九年にテオドロスによつて始められてからノルマン征服の一〇六六年まで、四〇〇年の年数がかかつていて、四〇〇年かけて教区がつくられ、教区教会が建てられ、教区司祭が配置されていったのであつた。それには「私有教会」の制度、修道・司教座双方の「参事会員」の団体の発達、莊園制度が作用したのであるが、いずれも事実の方が法や規則に先行した。

—

教会区制度創設の主たる推進者は、司教とセインの層であつた。司教は、世間に広く散在して俗人と常に直接に接触している、俗世にある、つまり修道生活をしていない聖職者の成長に力をそそいだ。族長やセインによつて自家用の祈禱所や礼拝堂が次々と

大量にできた時、礼拝堂付司祭が求められた。司教は司教座聖堂の中で、需要に応えるべく司祭養成を始めた。近在の集落から資質を備えた聰明な少年たちが選ばれ、集められた。

これが司教座聖堂の参事会の発端となつた。「参事会員」canon のための一種の戒律が編纂され、『参事会員法』として、アーヘンの教会會議で発布されるのが八一六一七年である。⁽³⁶⁾既にそれより以前に、六三三一六五〇年の間に、イースト・アングリアにおいてはダニッチの初代司教 Felix によって始められた。フェリックス司教はダニッチの他にもキングス・リンに司祭養成のための修道参事会小修道院を設立している。後にアウグスチヌ修道参事会則による Flitcham Priory として整えられるわけであるが、事実の方が法や規則に先行した例である。⁽³⁷⁾

やがて教区が区画され、そこに教区教会が建てられたとき、私有教会の礼拝堂付司祭や祈禱所付司祭たちが兼任した。司祭についていうならば、どこでも低い身分の者か農奴の生まれで、その土地の領主から任命されるのが普通であった。貴族の子弟が修道院へ豊かな富を伴つて入ったのに対し、司教座聖堂学校の方は将来、莊園で働く農奴たち

を相手に教区を管理する人間の養成であつた。莊園に従属する教区司祭は、農奴たちと同じ身分の者が好都合と考えられたのであらうか。

教区司祭となつて教区に戻るということは、「領主」に隸属する元の身分、農奴と同じことになつたのである。十四世紀にチヨーサーが『カンタベリ物語』の中で描いた、教区にあっていつも貧しく、農夫の兄弟をもつ教区司祭の源流をここに見てとることができる。

二

教会区制度創設のもう一方の推進者はセイン層であつた。前述のとおり、土地は聖界所領、俗界所領、王領地の三つに形成されたが、これら聖俗所領はすべてが直属受封者によって現実に経営されていたわけではなく、多くは再受封者が保有していた。⁽³⁸⁾

例えばイースト・アングリアの王領地は九五莊園あつたが、そのうち一四が直営莊園、残り六七莊園が貸借地、一四莊園がウイリアム・ド・ノイエによりに経営されてい⁽³⁹⁾た。

このように不在所領主の土地を実際に耕していたのが地

元のセイン層である。所領が区分されて教区が定められると、そこに教会、まだ木造であったが、それを建てたのが、セイン達であつた。もともとは自家用礼拝堂であつたのを寄贈する場合もあつた。セインの所領ではない教区の土地に、セインが教区教会を建てた場合、教会は一体誰の物になるのだろうか。

普通、教会の内なる都市の司教、というローマの概念からすると教会法の原則により、教会の土地は祭壇に付属していた。これに対してイングランドは、国王の支配下にあって所領をもつ司教を擁する〈領邦教会〉というドイツの概念に近く、従つて私有教会堂と私的任命による司祭については、地上にあるものは土地領主の財産であるとするドイツの法原則が適用された。⁽⁴⁰⁾即ち土地の領主に所有権がある。よつて教会を建てた者、この場合セインが土地の領主に教会を贈る、という手続きがとられたのである。

こうして個人の私有財産である教会、「領主」の「家臣」である司祭という概念がいたるところで見られようになつてゐた。そして四〇〇年にわたつて西ヨーロッパのほとんど全域に〈私有教会〉制度が登場した。ここでも事実が法に先行したのであつた。教会は不動産の一つと見なされ

るようになった。それは売買、遺贈、交換することができ、相続人や遺贈を受けた者の間で分割することができます。さまざまなその収入源を分配して個人に割り当てることもできる。十分の一税を親族や修道院に与えることができる。他の定期的な寄進も同じである。しばしば教会の所有者の農奴である司祭は封建家士であり、その職は贈り物として使われたり、〈恩賞〉として与えられたりした。

教皇ザカリアス（位七四一—五二）は私有教会を禁止しようとしましたが挫折し、八二六年、教皇エウゲニウス二世は私有教会制度を全面的に承認した。修道院あるいは礼拝堂は、正当な手続きによって建設されれば、創建者の手から取り上げることはできず、創建者は司教の受託を条件として、自分の好きな者を司祭に自由に任命することができた。

一度手に入れてしまうと、所有者は贈り物、遺産とともに年貢を受けとる。教会は所有者の財産で、所有者はそれを移転することさえあり、十分の一税の大半を自分のものとする。司祭は、わずかな土地、十分の一税と献金の一部を託されるが、その代償に税を納め賦役を行わなければならなかつた。

教会と、司祭を含むいつさいのその付属物は、所属する地域あるいは封建所領（恩貸地）の封建制に取り込まれた。教会 자체が聖職祿になつたのである。

司祭は、忠誠の誓いをたてて、領主に奉仕をする。この奉仕は第一にミサをたて秘跡を授ける靈的な奉仕であつたが、その他ありとあらゆる公証人の仕事、土地の管理まであつた。司教は自分の私有教会の上級領主となり、世俗の諸侯と同じように、配下の教会を搾取した。かくして、教区は社会的にも教会組織の面でもその本質を喪失し、教会は一般に、司教の教会、修道院あるいは参事会の教会、世俗諸侯の教会の三つに分かれることになつたのである。⁽⁴¹⁾

三

「十分の一税」が教区司祭の収入源として、世俗領主の年収の一割を当てる制度であった時期がある。⁽⁴²⁾それを一般教区民にも課税するようになつたのは一体いつ頃からなのでだろうか。

エドガーワー（九五九—九七五）のとき、修道院改革運動がフランスから伝わってきた。「クリュニー主義」運動は、ベネディクト修道会の分派の一活動であった。修道院の規

律と禁欲主義の理念を多くのイングランドの修道院において強制した。この修道院復興運動によつて、教区教会や教区司祭の新設の運動が勢いを増したのである。そしてこのとき、十分の一税制度が設けられた。

この頃になると再下封といつて、領地の一部を第三者に譲渡、または売却して新たな領地取得者との間に封建的な主従関係を結ぶことが盛んに行われた。その過程は、大きな集落を小さな莊園に細分化することになり、新たな教区の境界を定める必要が生じた。次第に教区が十分の一税を徴収するための行政単位として重要さを増していく時であり、そのためにも区画整備は一層促進されたのである。

十分の一税とは、教区の教会に経済的収益の十分の一を納付することを義務づけた課税である。テオドロスによつて教区制がはじまつた時は、まだ単に献金という形であつた。献金は三つか四つの部分に分けられ、その一つは司教に、残りのうちの一つは司祭の生計に、その他は教会のさまざまな活動に振り向けられた。

エドガーワー治世から十分の一税が強制的制度となり、十世紀以降、教区聖職者がその徴収と管理の仕事を担当した。しかし地上にあるものは土地領主の財産であるという

ドイツ法の概念から、教会に属するものはすべて新たな領地取得者の手に渡った。同時にフランスからの修道院改革運動がクリュニー憲章をもたらした。そこには、教会は「司祭の住居、そのすべての領地、十分の一税、土地、ぶどう畑、牧場、囲い地、農奴、その他すべて教会に属するものなどとともに贈与される」とある。⁽¹⁾これが都合のよいように解釈され、領地の譲渡によって十分の一税を含むすべてが新たな莊園の領主のものになつたのである。

結び

教会区制度創設は、俗界においては森林を伐採して空地を作り、そこに集落を増やしていくことと、聖界においては各々収入を保障された司祭と礼拝所をもつた教区に区画することとの、この二つの運動が相まって進められた。その結果、土地所有の形成は、領主の土地を耕す領民という封建制度の確立につながった。司教と修道院長も聖界所領の領主であった。領主の莊園が教区 parish に区画され、領主の土地にあるものは、建物も人間も含めて領主の所有と考えられた。教区司祭も教区教会もそれらはすべて私有教

会制度に源を発している。私有教会の「私」は、莊園の領主を意味する。こうした私的教会制度からの教区教会、教区司祭の成立史はフランスやドイツ、その他ヨーロッパ大陸の田園部においてもみられたが、イングランドの場合はそれが全島にわたって行われた。当時ブリテン島はローマからはるか遠く離れており、野蛮な未開の地であつた。この後進性がイングランドに独特的の教区司祭を生み出していくことになつたのかもしれない。

注

- (1) 一般参考文献 Sir Frank Stenton, *The Oxford History of England, Anglo-Saxon England, C.550-1087*, Oxford, 1971.
The Sphere Illustrated History of Britain C. 55BC-1485, ed.

Kenneth O. Morgan, Oxford, 1985.

- 佐藤、早川共編『西欧中世史』上巻、マネルヴァ書房
(京都)、一九九五年。

- (2) ベーダ、『イギリス教会史』、長友栄三郎訳、創文社、一九六四年。聖フエリックスに関しては第二卷十五章、聖フルサに関しては第三卷十九—二十三章にある。

Charles Plummer, ed., *Venerabilis Baedae Opera Historica*,

- (Oxford University Press, 1956.) B. Colgrave and R. A. B. Mymars, eds., *Bede's Ecclesiastical History of the English People* (Oxford Medieval Texts, Oxford: Clarendon Press, 1969.)
- (3) Rev. H. V. Edward, *The Church of Holy Trinity Blythburgh*, Blythburgh Parish Church, 1986, p. 2.
- (4) Katharine Chant, *The History of Dunwich*, Dunwich Museum, Suffolk, 1986, p. 8.
- (5) ヴィーラー, 第一卷十五章。
- (6) Louis H. Dahl, *The Roman Camp and the Irish Saint at Burgh Castle*, Burgh Castle Parish Church, 1913, p. 12.
- (7) ヴィーラー, 第二卷十九章。
- (8) Abbot M. A. C., *St. Fursey of Burgh Castle and Perronne*, Burgh Castle Parish Church, 1971, pp. 1-7.
- (9) ヴィーラー, 第三卷, 第二十一章。
- (10) ヴィーラー, 第三卷, 第二十一章。
- (11) ヴィーラー, 第三卷, 第二十一章。
- (12) Abbot M. A. C., *op. cit.*, p. 4.
- (13) Richard Le Strange, *Monasteries of Norfolk*, King's Lynn, Norfolk, 1973, p. 45.
- (14) *Ibid.*, p. 111.
- (15) *Ibid.*, p. 53.
- (16) Rev. H. V. Edward, *op. cit.*, p. 3.
- (17) Abbot M. A. C., *op. cit.*, p. 4.
- (18) *Ibid.*, p. 3.
- (19) 上智大学中世思想研究所編訳,『中世キリスト教の成立』,講談社,昭和五六年、六九—七八頁。
- (20) 赤沢計真,『土地所有の歴史的形態』,青木書店,一九七七年、III—II頁。
- (21) ニューマズティ・ブックは『ヴィクトリア州別史』のハーフォーク第一巻収録の英訳を使用。V. C. H., *Norfolk*, Vol. I.
- ハーフォークはこの主な地方史料は *Original Papers Published under The Direction of the Committee of The Norfolk and Norwich Archaeological Society* 刊行の機関誌を利用した。
- (22) マナー manor' 荘園の意。
- (23) Carucate° 1台の犁耕隊が一年に耕作できる広さの単位。約八〇エーカーと/or 約一一〇エーカーと/orある。
- (24) ヘルマハ征服後、商取引のため来島した人々の意。
- (25) Katharine Chant, *op. cit.*, p. 12.
- (26) M. E. Lonsdale, *Hingham in History*, Hingham Parish

- Church, 1996, p. 2.
- (27) Basil O' Ferrall, *Ranworth, A Village and Church on the Broads*, Ranworth Parish Church, 1981, p. 6.
- (28) 米川伸一、『ヘンリク二世地域史研究序説』、未来社、一九七一、前出、七四頁。
- (29) G. Manford, *An Analysis of the Domesday Book of Norfolk*, 1858, p. 2. and pp. 57-9.
- (30) Francis Joseph Baigent, *A Collection of Records and Documents relating to the Hundred and Manor of Crondal in the County of Southampton, part I, Historical and Manorial*, Hampshire Record Society, London and Winchester, 1891.
- (31) W. L. E. Parsons, *Salle, Its Church, Manors and People*, Jarrods, Norwich, 1937.
- (32) C. L. S. Linnell, *Heydon Church*, Heydon Parish Church, 1963, p. 2.
- (33) Richard Butler Stoney, *The Church of St. Mary, Reepham*, Reepham Parish Church, 1993, p. 4. (『图説』)
- (34) *Ibid.*, p. 4.
- (35) *Ibid.*, p. 6.
- (36) 上巻大半中世纪思想研究新編註、前掲書、1141—1142頁。
- (37) Richard Le Strange, *op. cit.*, p. 45.

